各 位

会 社 名 株式会社 ソディック

代表者名 取締役社長 塩田 成夫

コード番号 6143(東証第二部)

問合せ先 取締役 財務部部長

河本 朋英

電話 045-942-3111(代)

# 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 30 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

## 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 (平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 変更案第10条: 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式について行使することができる権利を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条:インターネットの普及を考慮して、株主の皆様の利便性を高めるために、法務省 令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することを可能とするもので あります。
- (3) 変更案第26条:取締役会をより機動的・効率的に運営するため、必要が生じた場合に「会社法」 第370条に定めるところに従い取締役会の書面決議を可能とするものであります。
- (4) 変更案第42条第2項:社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査 役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
- (5) その他、会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正等の規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更を行うものであります。
- 2. 変更の内容 変更の内容は、別紙のとおりであります。
- 3. 実施時期 平成18年6月29日

## 別紙(変更箇所は下線)

現行定款変更案

〔第1章〕 総 則

(公告の方法)

第4条 当会社の<u>公告は、</u>電子公告<u>により行う。</u>ただし、<u>電子公告によることができない</u>事故その他のやむを得ない事由<u>が生じたときは、</u>日本経済新聞に掲載して行う。

〔第2章〕 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当会社の発行<u>する株式の</u>総数は、 150,000,000 株とする。<u>株式の消却を実施した</u> 場合には、これに相当する株式数を減じる。

(自己株式の買受)

第6条 当会社は商法第211条/3第1項第2号の 規程により、取締役会の議決をもって自己株式 を買受けることができる。

(新設)

(第8条より移設) (第9条より移設)

(単元未満株式の買増請求)

- 第<u>7</u>条 ① 当会社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、その<u>単元</u> <u>未満株式</u>と併せて<u>1単元の株式の数</u>となる<u>べ</u> き数の株式を当会社に対し売り渡すことを請 求<u>(以下「買増請求」という。)</u>することがで きる。
  - ② <u>買増</u>請求<u>を</u>することができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式 取扱規程による。

(1単元の株式の数)

- 第8条 当会社の1単元の株式の数は 100 株とす る。
- (1単元の株式の数に満たない株式に係る株券)
- 第9条 当会社は1単元の株式の数に満たない株 券を発行しない。

〔第1章〕 総 則

(公告方法)

第4条 当会社の<u>公告方法は、電子公告とする。</u>ただし、事故その他のやむを得ない事由<u>によって電子</u> 公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

〔第2章〕 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の<u>発行可能株式</u>総数は、150,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引 等により自己株式を取得することができる。

(株券の発行)

- 第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。 (単元株式数)
- 第8条 ① 当会社の単元株式数は100株とする。
  - ② 当会社は、前条の規定にかかわらず、 単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

(単元未満株主の売渡請求)

- 第<u>9</u>条 ① 当会社の単元未満株式を<u>有する</u>株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元 未満株式<u>の数</u>と併せて<u>単元株式数</u>となる数の株 式を売り渡すこと<u>(以下「買増し」という。)</u>を 当会社に請求することができる。
  - ② <u>買増しを</u>請求することができる時期、 請求の方法等については、取締役会で定める株式 取扱規程による。

(第8条へ移設)

(第8条へ移設)

現	行	定	款	変	更	案		
				(単元未満株主の権利制限)				
(新設)				第10条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権				
				利以外の	権利を行使すること	こができない。		
(新設)				(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利				
(新設)				(2)取得請求権付株式の取得を請求する権利				
(新設)				(3)募集株式または募集新株予約権の割当てを				
				<u>受ける権</u> 犯	<u>FI]</u>			
	(新	設)		<u>(4)</u> 前条に	- 規定する単元未満	株式の買増しを請		
				求する権利	<u>ध</u>			
(株式取扱组程)				(株式取扱用程)				

第 10 条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、 質権の登録、信託財産の表示、株券の再発行、 株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび 売渡しその他株式に関する手続きならびに手 数料については、取締役会の定める株式取扱 規程による。

(基準日)

- 第11条 ① 当会社は、毎決算期の最終の株主名 簿(実質株主名簿含む。以下同じ。)に記載さ れた株主 (実質株主含む。以下同じ)をもっ てその決算期に関する定時株主総会において 権利を行使すべき株主とする。
  - (条文省略)

(名義書換代理人)

- 第 12 条 ① 当会社は株式につき名義書換代理人 をおく。
  - ② 名義書換代理人およびその事務取扱 場所は取締役会の決議によって選定し、これ を公告する。
  - ③ 当会社の株主名簿および株券喪失登 録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備置 き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産 の表示、単元未満株式の買取りおよび売渡し、 株券の交付、株券喪失登録、諸届出の受理等、 株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わ せ、当会社においてはこれを取扱わない。

第11条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主 名簿(実質株主名簿含む。以下同じ。)、株券喪 失登録簿および新株予約権原簿への記載また は記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の 再発行、株券喪失登録、単元未満株式の買取 り・買増し、その他株式または新株予約権に関 する手続き等ならびに手数料については、法令 または定款に定めるもののほか、取締役会の定 める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第12条 ① 当会社は、毎年3月31日の最終の株主 名簿に記載または記録された議決権を有する株 主をもって、その事業年度に関する定時株主総 会において権利を行使することができる株主と する。
  - (2) (現行どおり)

(株主名簿管理人)

- 第13条① 当会社は、株主名簿管理人をおく。
  - ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は取締役会の決議によって定め、これを公告
  - ③ 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿およ び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取 扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿 および新株予約権原簿への記載または記録、質 権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買 取り・買増し、株券の交付、株券喪失登録、諸 届出の受理等、株式ならびに新株予約権に関す る事務は株主名簿管理人に委託し、当会社にお いてはこれを取扱わない。

## 現 行 定 款

[第3章] 株主総会

(招集)

第 <u>13</u>条 <u>当会社の</u>定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は<u>、そ</u> <u>の</u>必要がある場合に<u>随時これを</u>招集する。

(招集者および議長)

- 第 <u>14</u>条 ① 株主総会は取締役会の決議に<u>基づき、</u> 取締役社長が招集し議長となる。
  - ② 取締役社長に事故がある<u>場合は</u>、あらかじめ取締役会<u>の</u>定めた順序<u>に従い</u>、他の取締役が、これに代わる。

### (議長の権限)

第 15 条 議長は総会の秩序を維持するため必要な 命令を発し、これに従わないものに対しては、 会場から退去させることができる。

(新設)

(決 議)

- 第<u>16</u>条 ① 株主総会の決議は、法令または定款に 別段の定めがある場合<u>のほか</u>、出席した株主の 議決権の過半数をもって<u>これを</u>行う。
  - ② 商法第 343 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

「第3章」 株主総会

案

(招集)

第 14条 定時株主総会は、毎年4月1日から3カ月 以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合 に招集する。

(招集権者および議長)

- 第 15 条 ① 株主総会は、法令に別段の定めがある 場合を除き、取締役会の決議によって、取締役 社長が招集する。取締役社長に事故があるとき は、あらかじめ取締役会において定めた順序に より、他の取締役が招集する。
  - ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(削除)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決 議)

- 第 <u>17</u>条 ① 株主総会の決議は、法令または定款に 別段の定めがある場合<u>を除き</u>、出席した<u>議決権</u> <u>を行使することができる</u>株主の議決権の過半 数をもって行う。
  - ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### 現 定 款 行

(議決権の代理行使)

議決権を行使することができる。ただし、株主 または代理人は株主総会毎に代理権を証する 書面を当会社に提出しなければならない。

(新設)

(議事録)

- 第18条 ① 株主総会の議事は、その経過の要領お よびその結果を議事録に記載し、議長ならびに 出席した取締役が記名捺印する。
  - ② 株主総会の議事録は、その原本を決議 の日から10年間本店に備置き、その謄本を5 年間支店に備える。

〔第4章〕 取締役および取締役会

(新設)

(取締役の員数)

第 19 条 (条文省略)

(取締役の選任)

- 第20条 ① 当会社の取締役は、株主総会において 総株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席しその議決権の過半数の決議によって 選任する。
- (条文省略)

(取締役の任期)

- 第21条 ① 取締役の任期は、<u>就任</u>後2年<u>内の</u>最終 の決算期に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。
- ② 補欠または増員で就任した取締役の任期は、現 任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第 <u>22</u>条 (条文省略)

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席 し、その過半数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

変

第17条 株主は他の議決権ある株主を代理人として │第 18 条 ① 株主は、当会社の議決権を有する他の 株主1名を代理人として議決権を行使すること ができる。

案

② 前項の場合には、株主または代理人は 代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会 社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第19条 ① 株主総会における議事の経過の要領お よびその結果ならびにその他法令に定める事項 は、議事録に記載または記録する。
- ② 株主総会の議事録は、その原本を株主総会の日か ら10年間本店に備置く。

[第4章] 取締役および取締役会 (取締役会の設置)

第20条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 (現行どおり)

(取締役の選任)

- 第22条 ① 当会社の取締役は、株主総会において 議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席しその議決権 の過半数の決議によって選任する。
- (現行どおり)

(取締役の任期)

- 第23条 ① 取締役の任期は、選任後2年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。
  - ② 補欠または増員で選任された取締役の 任期は、現任取締役の任期の満了する時までと する。

(取締役会の招集)

第 24 条 (現行どおり)

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。

現行定款変更案

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

- 第 24 条 ① 当会社は、取締役会の決議<u>により</u>取締役社長 1 名を<u>選任</u>するほか、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を<u>選任</u>することができる。
  - ② (条文省略)
  - ③ 前項に定める代表取締役のほか、取締役会の決議<u>により</u>当会社を代表する取締役を 定めることができる。

(取締役会議事録)

第<u>25</u>条 ① 取締役会の議事<u>は、その</u>経過の要領お よびその結果<u>を</u>議事録に記載<u>し、議長ならびに</u> 出席した取締役および監査役が記名捺印する。

② (条文省略)

(取締役会規程)

第<u>26</u>条 取締役会に関する事項は、本定款に定めが あるもののほか、取締役会が定める取締役会規 程による。

(取締役報酬および退職慰労金)

第 <u>27</u>条 取締役の報酬<u>および退職慰労金</u>は、<u>これを</u> <u>区分して</u>株主総会の決議<u>をもって</u>定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、商法第 266 条第 12 項の規定に より、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役(取締役であった者 を含む。)の責任を法令の限度において免除す ることができる。 (取締役の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役および役付取締役)

- 第<u>27</u>条 ① 当会社は、取締役会の決議<u>によって</u>取 締役社長1名を<u>選定</u>するほか、必要に応じて取 締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、 専務取締役および常務取締役若干名を<u>選定する</u> ことができる。
  - ② (現行どおり)
  - ③ 前項に定める代表取締役のほか、取締役会の決議<u>によって</u>当会社を代表する取締役を 選定することができる。

(取締役会議事録)

- 第 28 条 ① 取締役会<u>における</u>議事<u>の</u>経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令に定める事項は、</u>議事録に記載<u>または記録し</u>、出席した取締役および監査役が<u>これに</u>記名<u>押印または電子署</u>名する。
  - ② (現行どおり)

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、<u>法令または</u>本定 款に定めがあるもののほか、取締役会が定める 取締役会規程による。

(取締役<u>の</u>報酬<u>等</u>)

第<u>30</u>条 取締役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議<u>によっ</u> て定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、取締役会の決議<u>によって</u>、取締役(取締役であった者を含む。)の<u>会社法第423条第1項の賠償</u>責任<u>について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として</u>免除することができる。

## 現 行 定 款

〔第5章〕 監査役および監査役会

(新設)

(監査役の員数)

第 29 条 (条文省略)

(監査役の選任)

第30条 当会社の監査役は、株主総会において総株 主の議決権の3分の1以上を有する株主が出 席しその議決権の過半数の決議によって選任 する。

(補欠監査役の選任)

第31条 当会社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、監査役の補欠者をあらかじめ選任(以下予選という)することができる。補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数をもってこれを行う。予選の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会の時までとする。

(監査役の任期)

- 第<u>32</u>条 ① 監査役の任期は、<u>就任</u>後4年<u>内の</u>最終 の<u>決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時ま でとする。
  - ② 補欠で<u>就任した</u>監査役の任期は、退任 監査役の任期の満了すべき時までとする。
  - ③ 前条に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期 は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(新設)

(常勤監査役)

第 <u>33</u>条 監査役は<u>その互選により</u>常勤監査役を1 名以上置く。 [第5章] 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)

第32条 当会社は監査役および監査役会を置く。 (監査役の員数)

案

第33条 (現行どおり)

(監査役の選任)

変

第34条 当会社の監査役は、株主総会において<u>議決</u> 権を行使することができる株主の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席しその議決権の過 半数の決議によって選任する。

(削除)

(監査役の任期)

- 第<u>35</u>条 ① 監査役の任期は、選任後4年<u>以内に終</u> <u>了する事業年度のうち</u>最終の<u>もの</u>に関する定時 株主総会の終結の時までとする。
  - ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠 として選任された監査役の任期は、退任監査役 の任期の満了する時までとする。
  - ③ 会社法第329条第2項に基づき選任 された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - ④ 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。

(常勤監査役)

第<u>36</u>条 監査役会は、<u>その決議によって監査役の中</u> <u>から</u>常勤の監査役を1名以上<u>選定</u>する。

現	行	定	款	変	更	案		
(監査役会	会の招集)			(監査役会の招	集)			
第34条	(条文	(省略)		第 37 条	(現行どおり	)		
(監査役会	会の決議)			(監査役会の決	議)			
第 35 条	監査役会の決議	は、法令に別	川段の定めがあ	第 <u>38</u> 条 監査後	会の決議は、法令	に別段の定めがあ		
る <u>ほ</u>	<u>かは</u> 、監査役の	過半数をも	って <u>これを</u> 行	る <u>場合を</u> 除	き、監査役の過半	数をもって行う。		
う。								
(監査役会	会議事録)			(監査役会議事録)				
第 <u>36</u> 条	① 監査役会 <u>の</u>	議事 <u>は、そ</u> の	2経過の要領お	第39条 ① 監	査役会 <u>における</u> 議	事の経過の要領お		
よひ	その結果 <u>を</u> 議事	録に記載 <u>し、</u>	議長ならびに	よびその結果ならびにその他法令に定める事項				
出席	した監査役が記	名 <u>捺印</u> する。		<u>は</u> 議事録に記載 <u>または記録し</u> 、出席した監査役				
				が <u>これに</u> 記	名押印または電子	<u>署名</u> する。		
	② (条	文省略)		2	(現行どおり	)		
(監査役名	会規程)			(監査役会規程)	)			
第 37 条	(条)	文省略)		第 40 条	(現行どおり	)		
(監査役報	限酬および退職慰	対金)		(監査役 <u>の</u> 報酬				
第 <u>38</u> 条	監査役の報酬お	よび退職慰	<u>労金</u> は、 <u>これを</u>		せの報酬 <u>等</u> は、株主	総会の決議によっ		
区分	して株主総会の	決議 <u>をもっ`</u>	<u>て</u> 定める。	<u>て</u> 定める。				
	の責任免除)			(監査役の責任免除)				
	当会社は、商法質				ら会社は、取締役会	<u> </u>		
_	取締役会の決議を				E役であった者を含			
	た者を含む。) 0		かの限度におい		項の賠償責任につ			
<u>て</u> 免除することができる。				る要件に該当する場合には、賠償責任額から法				
					最低責任限度額を			
					免除することがで			
	(新	設)			6会社は、社外監査			
					第1項の賠償責任			
					該当する場合には			
					締結することがで			
					づく賠償責任の限	<u> </u>		
	/ <del></del>	<b>⇒</b> n, \		める額とす				
	(新	<b></b>			会計監査人 			
	/ -des**-	<b>⇒n.\</b>		(会計監査人の		ر		
	新	<b></b>			は会計監査人を置	<u> </u>		
	/ -des**-	<b>⇒n.\</b>		(会計監査人の		の油港にして四		
	(新	設)		<u>第 44 条 会計監</u>	査人は、株主総会	の决議によって選		

任する。

現	行	定	款	変	3	更	案	
				(会計監	査人の任期)	-		
	(新設	궃)		第 45 条	<ol> <li>会計監查</li> </ol>	査人の任期!	は、選任後1年以内	
				<u>に</u> 糸	冬了する事業年	F度のうち	最終のものに関する	
				<u>定</u> 眼	持株主総会終編	告の時までと	<u>さする。</u>	
	(新設)				② 会計監査人は、前項の定時株主総会に			
				おい	・て別段の決議	養がされなれ	いったときは、当該	
				定時	寺株主総会に:	おいて再任	されたものとみな	
				す。				
				(会計監	査人の報酬等	)_		
	(新設	호)		第 46 条	会計監査人の	の報酬等は、	代表取締役が監査	
				役	会の同意を得	て定める。		

(営業年度)

第<u>40</u>条 当会社の<u>営業</u>年度は、毎年4月1日から翌 年3月31日まで<u>とし、毎年3月31日を決算期</u> 日とする。

〔第6章〕 計

(利益配当金)

第 41 条 利益配当金は、毎年3月31日における最終の株主名簿に記載された株主または、登録された質権者に支払う。

(中間配当)

第42条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載された株主または登録された質権者にたいして、商法第293条ノ5に規定する金銭の分配(以下中間配当という。)をすることができる。

## (利益配当金等の除斥期間)

- 第 43 条 ① 利益配当金および中間配当金<u>その他</u> <u>の諸交付</u>金は、当会社がその支払い開始<u>の</u>日か ら満3年を経過<u>した</u>時は、当会社はその支払い の義務を免れるものとする。
  - ② 未払いの利益配当金および中間配当金、その他の諸交付金には利息を付さないものとする。

(事業年度)

第 <u>47</u>条 当会社の<u>事業</u>年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

計

〔第7章〕

(期末配当金)

第 48 条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3 月 31 日における最終の株主名簿に記載<u>または</u> 記録された株主または、登録<u>株式</u>質権者に<u>対し</u> 金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」 という。)を支払う。

(中間配当金)

第49条 当会社は、取締役会の決議<u>によって</u>、毎年 9月30日における最終の株主名簿に記載<u>また</u> <u>は記録</u>された株主または登録<u>株式</u>質権者に<u>対</u> <u>して</u>、会社法第454条第5項に定める剰余金の 配当(以下「中間配当金」という。)をするこ とができる。

(期末配当金等の除斥期間)

- 第 50 条 ① <u>期末</u>配当金および中間配当金は、当会 社がその支払い<u>を</u>開始<u>した</u>日から満3年を経 過<u>してもなお受領されない</u>時は、当会社はその 支払いの義務を免れるものとする。
  - ② 未払いの<u>期末</u>配当金および中間配当金には利息を付さないものとする。